

島根原子力発電所管理事務所における火災に関する対応結果について

防災部原子力安全対策課

1. 主な経過

令和3年5月 18日 島根原子力発電所の管理事務所情報室内に保管していた投光器用のバッテリー1台から発煙
同日 島根県とともに立入調査(第1回)を実施
令和4年4月 26日 中国電力が原因と再発防止対策をまとめた報告書を提出
5月 19日 島根県とともに立入調査(第2回)を実施

2. 市の対応

(1) 立入調査結果(第1回)

中国電力からの通報を受け、事象の状況や環境等への影響の有無を確認した。

- ・事象の経過、対応状況等の説明を受けた後、現場の状況を確認した。
- ・出火元は停電時に情報室内の照明設備として用いる投光器のバッテリーとみられるが、出火原因は今後調査を行うことを確認した。
- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり環境へ影響がないことを確認した。
- ・中国電力において、原因の究明及び再発防止を行うことを確認した。

(2) 立入調査結果(第2回)

本年4月 26日に中国電力から公表された報告書について、中国電力が報告した火災原因、火災への対応状況および再発防止対策の策定・実施状況などが適切であるか、消防・メーカーが作成した調査報告書、中国電力が作成した手順書類、消防との打ち合わせの議事録、社内周知・依頼文書等との照合や、立入調査時の聞き取りなどにより確認した。

- ・火災原因について、バッテリー内部で大量の電流が流れたために異常発熱し火災が発生したとしており、その要因としてはバッテリーの経年劣化の可能性があるとしているが、消防・メーカーの原因調査結果と相違ないことを確認した。
- ・火災発生後には、中国電力において、バッテリーの必要数の再整理、劣化したバッテリーの廃棄および管理方法の見直し、発電所内および協力会社に対する注意喚起等の対応を行っていることを確認した。

- ・なお、火災発生以前の管理において、満充電を確認できなかったバッテリーを管理システムから除外した際に、あわせて廃棄することを意思決定していたものの、その後、特段の手続きなしに予備バッテリーとして残すことに変更しており、不適切な手続きがあったと認められた。
- ・再発防止対策として、経年劣化の状況を把握するための点検項目・判定基準の追加、火災発生リスクに対する意識の定着を目的とした事例教育の定期的な実施、経年劣化を未然に防止するためのバッテリーの交換周期の設定等を実施されていることを確認した。
- ・再発防止対策の水平展開として、発電所構内のリチウムイオンバッテリーを使用している資機材等を対象に、安全重要度・機能要求や保全状況等に応じて分類した上で、バッテリーの火災リスクに関する注意喚起や、バッテリーの保全方法の見直し等を行っていることを確認した。
- ・原子力規制庁の原子力規制検査では、火災原因及び再発防止対策の実施状況について特段の指摘事項はなかったことを確認した。